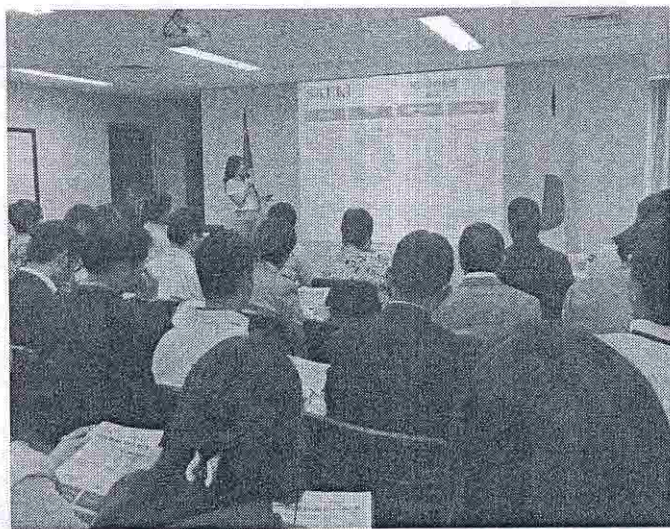


しょうぎしょ
商議所

新移民法セミナーを開催



注目を伺わせた新移民法セミナー

昨年5月25日付で公布された同法は、180日間のうちに施工規則が定められ、同年11月2

永住ビザ消滅など変更点多数

30年ぶり、観光客にも影響

ブラジル日本商工会議所は、佐伯法律事務所とのミシエレ・アイダール弁護士を講師に招き、「新移民法セミナー」を先月19日に開催した。軍事政権下の80年に制定された旧法以来、約30年ぶりの改正となった新移民法では、保護主義的性格が色濃く、法的に不明瞭な点が多かった外国人に対する差別の撲滅が謳われ、その権利と義務が明記された。それに伴い、ビザ制度のみならず関係官庁の管轄や手続きにも変更が生じており、進出企業の駐在員のみならず、邦人観光客にも影響が及びそうだ。

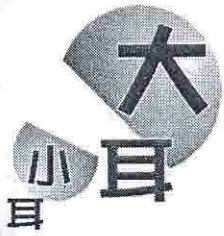
を労働省に申請し、そこで認可を受けて外務省がビザを発給する流れだった。だが、今後は労働許可でなく、「居住許可」に変更される。

具体的には、雇用関係のある居住許可は労働省、雇用関係のない居住許可は法務省が管轄する。従って、個別雇用あるいは業務提供契約に基づく雇用関係にある人と、職業訓練、技術補助及び技術移転の業務提供並びに経営管理者など雇用関係のない人とは、申請先が異なってくる。

4日に施行されるはずだった。ところが、施行日になっても関係官庁の新体制移行が整わず、入国手続きで問題が多発。連邦警察でも外国人登録証の発行及び更新が停止となるなど企業関係者を悩ませていた。その状況に鑑み、年末休暇前に急ぎ開かれたセミナーには、定員超過の70人以上が参加するなど注目度の高さを伺わせた。

ミシエリ弁護士は、まず、ビザ申請手続きについて説明。従来、労働に伴うビザの申請する場合は、現地企業が労働許可

また居住許可については、既に伯国に滞在する人に適用される「居住許可」と、労働目的で伯国に派遣予定の人に適用される「事前居住許可」に分かれる。従来、ビザ区分を変更する場合、外国人は出国した後に、新たなビザ申請をしなければならなかった。だが、居住許可の申請により、今後は伯国に滞在しながらビザ区分を変更することが可能となる。



常に入国から30日以内に登録手続きをしなければならぬが、窓口が鎖され、登録待ちの状態だった。同弁護士は、口対応はやっていなくても申請は受付けているし、期限内の申請を奨めている。なお、「R E」（外国人登録証）は、今後は「CRNM

「幸い！これぞ！」豚骨ス
ラーメン戦争さら

5日にグラランド・オーブンした本場博多の豚骨ラーメン「博多一幸舎」(Rua Tomas Gonzaga, 45 Joia E)。初日から客足も上々、絶賛の声が相次いでいる。

更点多数

谷にも影響

イダール弁
した。軍事
なつた新移
つた外国人
それに伴
してあり、
だ。

されるはず
ろが、施行
関係官庁の
が整わず、入
問題が多発
外国人登録
更新が停止
業関係者を
。その状況
休暇前に急
セミナーに
の70人以
など注目度
を上げた。
護士は、ま
手続きにつ
来、労働に
請する場合
が労働許可

を労働省に申請し、そ
で認可を受けて外務省が
ビザを発給する流れだ
た。だが、今後は労働許
可でなく、「居住許可」
に変更される。

具体的には、雇用関係
のある居住許可は労働
省、雇用関係のない居住
許可は法務省が管轄す
る。従って、個別雇用あ
るいは役務提供契約に基
づく雇用関係にある人
と、職業訓練、技術補助
及び技術移転の役務提供
並びに経営管理者など雇
用関係にない人とは、
申請先が異なってくる。

また居住許可について
は、既に伯国に滞在する
人に適用される「居住許
可」と、労働目的で伯国
に派遣予定の人に適用さ
れる「事前居住許可」に
分かれる。従来、ビザ区
分を変更する場合、外国
人は出国した後に、新た



常、入国から30日以内
に登録手続きをしなければ
ならないが、窓口が閉
鎖され、登録待ちの状況
だった。同弁護士は、窓
口対応はやっていなくて
も申請は受付けていると
し、期限内の申請を奨励
している。なお、「RN
E」（外国人登録証）
は、今後は「CRNM」
も再開される見込み。通

なビザ申請をしなければ
ならなかった。だが、居
住許可の申請により、今
後は伯国に滞在しながら
ビザ区分を変更すること
が可能となる。

また、ビザの種類につ
いても大きな変更が生じ
た。従来あった永住ビザ
は消滅。区分は、訪問、
時滞在、外交、公用、
非公式外交の5つに分か
れ、前者の2つは新たに
設けられた区分だ。
観光、通過、商用など
を目的としたものは、
訪問に一括。日米加
濠の四カ国民には、「電
子査証発給制度」が導入
される。通常、伯国の在
留管理者には期限がな

（移住国内登録証）に切
替わる予定だ。
◎ 新移民法では、不法滞
在の罰金についての改正
もあつた。これまで1日
当たり8・27レ、最大
で828・75レだつ
た。今後は1日当たり1
00レ、最大1万レ。た
だし、違反者の所得水準
や再犯、その重大さに鑑
みて罰金が決定されると
いう点は、旧法とは変わ
らない。また新移民法で
は、罰金は再入国する際
の滞在期間縮小に変換さ
れるとも規定しており、
今後の連邦警察の運用に
注視してゆく必要がある
そうだ。

その居住許可は職務
行使に条件付けられ、技
術補助及び技術移転は1
年以内、個別雇用あるい
は役務提供契約に基づく
被雇用者は、その滞定期
間は2年以内とされた。
ミシエレ護士は「新
移民法はまだ施行規則が
定まっておらず、制度構

「これぞ！豚骨スープ絶賛」
ラーメン戦争さらに激化へ？！
5日にグラント・オー
ブンした本場博多の豚骨
ラーメン「博多一幸舎」
(Rua Tomas Gonzaga,
45 Joia B)。初日か
ら客足も上々、絶賛の声
が相次いでいる。

「県人会のイベント情
報を無料でサイトに掲載
します」。先月の県連代
表者会議で、広報代行
サービスをを行う「VEM
PRALIBA」の案内
が行われた。「VEMP
RALIBA」のサイト
(www.vempraliba.com
br)はリベルダーデ地区
で行われるイベントを中
心で紹介。さらに同サー
ビスのフェイスブック
ページは2万7千人以上
がフォローし、情報を受
け取っている。一般ブラ
ジル人の来客に弾みをつ
けたい県人会は問い合わせ
てみれば？（電話1
1・3101・450
3、メールcomlatiao@
jobind.com.br)

築の段階にある。今後実
務面で固まっていけたら
う」と見ており、「人員
を派遣する際には、その
目的や職務、経験などに
照らし、どのビザ区分に
見合うかをしっかりと見
極めて申請して欲しい」と
訴えた。

美さんの両親もべろりと
完食。「日本の美味しい
味を食べに、元気なうち
にまた両親を連れてきて
あげたい」と乙美さんは
喜んだ。
ラーメンは「豚骨ラー
メン」、ピリ辛の「ゴッ
ド・ファイヤー」、
「坦々豚骨」、
「醤油
ラーメン(28レ)」。
の4種。パリッとした皮
に、ジューシーで旨みが
凝縮された一口餃子も人
気。
定休日の月曜を除く、
午前11時から午後3
時、午後6時から10時
まで営業。問合せは同店
(11・3132・60
33)まで。
佐藤代表は「演劇の愉
快なやり取りで子供達も
火の始末や森の役割をす
届けた。

